

## 小規模修繕契約希望者登録の申請を受け付けます

契約検査課 ☎66・1178

平成21・22年度に、市が発注する修繕の契約のうち「少額で内容が軽易な契約」を希望する方は、小規模修繕契約希望者登録申請書を提出してください。なお、現在登録をされている方も、有効期限が3月31日までです。引続き登録を希望する方は、改めて申請書の提出が必要です。

**定時の受付** 3月2日(月)～31日(火)ただし、市役所開庁時に限る)

**有効期間** 4月1日～平成23年3月31日

**随時の受付** 4月1日(水)から随時(ただし、市役所開庁時に限る)

**有効期間** 受付の翌日(休日の場合は休日後の最初の平日)～平成23年3月31日

**受付場所** 市役所契約検査課(本館3階)

**提出書類** 市指定様式(契約検査課にあります。または、市のホームページからダウンロードできます。)

※詳しくは契約検査課へお問い合わせください。

## 公共下水道供用開始区域の縦覧をします

下水道課 ☎66・1140

次の区域は、3月31日から下水道が利用できます。詳細については、関係図書

の縦覧ができます。

### 【単独公共下水道】

形原町東御屋敷の一部

### 【流域関連公共下水道】

大塚町伊賀久保・岸脇・星越・山ノ沢、海陽町二丁目

の各一部

**縦覧期間** 3月17日(火)～31日(火)

午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)

**縦覧場所** 下水道課(市役所本館2階)

## 認可外保育施設に入所している第3子以降(3歳未満児)の保育料を補助します

児童課 ☎66・1107

就労と育児の両立支援を図るため、認可外保育施設に入所している第3子以降の3歳未満児の保育料を補助します。

**対象施設** おひさまキッズ、光の園、その他事業所内託

児施設など  
対象 次のすべてに該当している保護者

①18歳未満の児童を3人以上養育している。

②第3子以降の3歳未満児を施設に入所させている。

③就労しているなど、市の保育園の入所基準を満たしている。

**補助金額** 保護者が対象施設に支払った保育料(ただし、月額5万3千円以内)

※詳しくは、児童課までお問い合わせください。



## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

税務収納課 ☎66・1114

**縦覧の日時** 4月1日(水)～6月1日(月)

午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

**縦覧の場所** 税務収納課(市

役所本館1階)  
縦覧できる人

○土地・家屋の固定資産税納税者および同居の親族

○納税管理人

○代理人(委任状が必要。法人の場合は、代表者印を押印してください。)

縦覧に必要なもの 本人確認できるもの(運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなどの公的機関が発行した写真付き身分証明書)

## 3月1日～7日は春の火災予防運動

消防本部予防課 ☎68・0937

火災はちょっとした気のゆるみ、不注意から発生します。火の取り扱いには十分注意をし、火災の発生を未然に防ぎましょう。

### 「火のしまっ 君がしなくて誰がする」

〈屋外での火災予防対策〉

・枯れ草などのある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。

・たき火などの実施中には、その場を離れず、使用後は完全に消火する。

・強風時や乾燥時には、たき

火をしない。  
・タバコは指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消す。

・火遊び、タバコの投げ捨ては絶対にしない。

### 〈住宅用火災警報器の設置〉

平成20年6月1日からすべての住宅に火災警報器の設置が必要となりました。また、取り付けていない方は早めに取り付けましょう。

不明な点は、消防本部予防課までお問い合わせください。



## 「就学援助制度」を存じますか

教育委員会庶務課 ☎66・1166

経済的な理由から、子どもを小・中学校に通学させることが困難な家庭に対し、学用品費、給食費、修学旅行費などを補助します。

詳しくは、各学校または教育委員会庶務課へ。